

佐賀県児童福祉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成25年 3月25日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第20号

佐賀県児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

佐賀県児童福祉法施行条例（平成24年佐賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義) 第2条 略</p>	<p>(定義) 第2条 略 <u>(基準該当通所支援の事業に係る県基準)</u> 第3条 <u>法第21条の5の4第1項第2号の規定により条例で定める基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営についての基準(次項において「県基準」という。)のうち児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業に係るものは、職員及び当該事業を利用する障害児に対し、環境の保全について理解を深めるための教育を行うよう努めることとする。</u> 2 <u>前項に定めるもののほか、県基準は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。第5条において「省令」という。)で定める基準とする。</u> <u>(指定障害児通所支援事業者等の指定等に係る条例で定める者)</u> 第4条 <u>法第21条の5の15第2項第1号(法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療型児童発達支援(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請についてはこの限りでない。</u> 2 <u>法第24条の9第2項(法第24条の10第4項において準用する場合を含む。)において準用する法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。</u> <u>(指定通所支援の事業に係る県基準)</u></p>

改正前	改正後
	<p>第5条 法第21条の5の18第1項及び第2項の規定により条例で定める指定通所支援の事業の人員、設備及び運営についての基準（第3項において「県基準」という。）のうち児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業に係るものは、職員及び当該事業を利用する障害児に対し、環境の保全について理解を深めるための教育を行うよう努めることとする。</p> <p>2 前項の規定は、児童発達支援の事業を行う事業所のうち児童発達支援センターであるものについては、適用しない。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、県基準は、省令で定める基準とする。この場合において、省令第75条第1項中「専用の区画」とあるのは、「区画」と読み替えるものとする。 （指定障害児入所施設等に係る県基準）</p> <p>第6条 法第24条の12第1項及び第2項の規定により条例で定める指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営についての基準は、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）で定める基準とする。 （助産施設に係る県基準）</p> <p>第7条 法第45条第1項の規定により条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準（以下「県基準」という。）のうち助産施設に係るものは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「省令」という。）で定める基準とする。 （乳児院に係る県基準）</p> <p>第8条 県基準のうち乳児院に係るものは、次に掲げるものとする。 (1) 食育を推進するために、規則で定める食育推進計画を策定するとともに、食育推進担当者を配置すること。</p>

改正前	改正後
<p>(保育所に係る県基準等)</p> <p>第3条 法第45条第1項の規定により条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準(以下「<u>県基準</u>」という。)のうち保育所に係るものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>職員及び入所している乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)</u>に対し、<u>環境の保全について理解を深めるための教育を行うよう努めること。</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>保育所に係る県基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和三十二年厚生省令第63号。以下「<u>省令</u>」という。)</u>で定める基準とする。この場合における保育士の員数の算定については、乳児4人以上を入所させる保育所(乳児4人以上6人未満を入所させる保育所)にあっては、規則で定め</p>	<p>(2) <u>職員及び入所している乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)</u>に対し、<u>環境の保全について理解を深めるための教育を行うよう努めること。</u></p> <p>(3) <u>乳幼児の食事を調理する者(調乳する者を含む。)</u>に対し、<u>検便による健康診断を実施すること。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>県基準のうち乳児院に係るものは、省令で定める基準とする。</u> (母子生活支援施設に係る県基準)</p> <p>第9条 <u>県基準のうち母子生活支援施設に係るものは、職員及び入所者に対し、環境の保全について理解を深めるための教育を行うよう努めることとする。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>県基準のうち母子生活支援施設に係るものは、省令で定める基準とする。</u> (保育所に係る県基準等)</p> <p>第10条 <u>県基準のうち保育所に係るものは、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>職員及び入所している乳幼児に対し、環境の保全について理解を深めるための教育を行うよう努めること。</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>県基準のうち保育所に係るものは、省令で定める基準とする。この場合における保育士の員数の算定については、乳児4人以上を入所させる保育所(乳児4人以上6人未満を入所させる保育所)にあっては、規則で定める保育所に限る。</u>にあっては、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、</p>

改正前	改正後
<p>る保育所に限る。)にあっては、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる。</p> <p>3 略 (児童厚生施設に係る県基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、<u>児童厚生施設に係る県基準は、省令で定める基準とする。</u></p>	<p>1人に限って、保育士とみなすことができる。</p> <p>3 略 (児童厚生施設に係る県基準)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項に掲げるもののほか、<u>県基準のうち児童厚生施設に係るものは、省令で定める基準とする。</u> (児童養護施設に係る県基準)</p> <p>第12条 <u>県基準のうち児童養護施設に係るものは、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>食育を推進するために、規則で定める食育推進計画を策定するとともに、食育推進担当者を配置すること。</u></p> <p>(2) <u>職員及び入所している児童に対し、環境の保全について理解を深めるための教育を行うよう努めること。</u></p> <p>(3) <u>児童の食事を調理する者(調乳する者を含む。)に対し、検便による健康診断を実施すること。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>県基準のうち児童養護施設に係るものは、省令で定める基準とする。</u> (障害児入所施設に係る県基準)</p> <p>第13条 <u>県基準のうち福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設に係るものは、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>食育を推進するために、規則で定める食育推進計画を策定するよう努めるとともに、食育推進担当者を配置するよう努めること。</u></p> <p>(2) <u>職員及び入所している障害児に対し、環境の保全について理解を深めるための教育を行うよう努めること。</u></p> <p>(3) <u>障害児の食事を調理する者(調乳する者を含む。)に対し、</u></p>

改正前	改正後
<p>第5条～第8条 略</p>	<p>検便による健康診断を実施すること。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>県基準のうち福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設に係るものは、省令で定める基準とする。</u></p> <p>(<u>児童発達支援センターに係る県基準</u>)</p> <p>第14条 前条第1項の規定は、<u>県基準のうち福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターに係るものについて準用する。この場合において、同項第2号中「入所している」とあるのは、「当該施設を利用している」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>県基準のうち福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターに係るものは、省令で定める基準とする。</u></p> <p>(<u>情緒障害児短期治療施設に係る県基準</u>)</p> <p>第15条 第12条第1項の規定は、<u>県基準のうち情緒障害児短期治療施設に係るものについて準用する。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>県基準のうち情緒障害児短期治療施設に係るものは、省令で定める基準とする。</u></p> <p>(<u>児童自立支援施設に係る県基準</u>)</p> <p>第16条 第12条第1項の規定は、<u>県基準のうち児童自立支援施設に係るものについて準用する。</u></p> <p>2 前項に定めるもののほか、<u>県基準のうち児童自立支援施設に係るものは、省令(第79条第1項及び第84条第2項並びに第88条中教育評価に係る部分を除く。)</u>で定める基準とする。</p> <p>(<u>児童家庭支援センターに係る県基準</u>)</p> <p>第17条 <u>県基準のうち児童家庭支援センターに係るものは、省令で定める基準とする。</u></p> <p>第18条～第21条 略</p>

## 附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

( 乳児院に係る県基準に関する経過措置 )

2 この条例の施行前に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の認可を受けた乳児院については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して3年間は、この条例による改正後の佐賀県児童福祉法施行条例（以下「新条例」という。）第8条第1項第1号に掲げる県基準を適用しない。

( 児童養護施設に係る県基準に関する経過措置 )

3 この条例の施行前に児童福祉法第35条第4項の認可を受けた児童養護施設については、施行日から起算して3年間は、新条例第12条第1項第1号に掲げる県基準を適用しない。